

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和7年6月17日

会議の名称	庁議
開催日時	令和7年6月17日（火）9時30分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 外立健一 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松井俊之 上下水道部長 青木裕一 会計管理者 川幡和広 議会事務局長 山崎仁 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松井俊之 2 総合行政部長 外立健一 3 総務部長 豊島俊二 4 総務部長 豊島俊二 5 総務部長 豊島俊二 6 総務部長 豊島俊二 7 福祉部長 中村修 8 上下水道部長 青木裕一 9 上下水道部長 青木裕一 10 上下水道部長 青木裕一 11 上下水道部長 青木裕一 12 上下水道部長 青木裕一 13 上下水道部長 青木裕一 14 上下水道部長 青木裕一 15 上下水道部長 青木裕一

	<p>16 教育政策部長 今野美香 17 教育政策部長 今野美香 18 教育政策部長 今野美香</p> <p>【報告】</p> <p>1 総合行政部長 外立健一 2 総務部長 豊島俊二 3 都市整備部長 滝田和浩</p>
<p>議 題</p>	<p>【付議】</p> <p>1 令和8年度埼玉県予算等に対する要望について 2 志木市職員の育児休業等に関する条例及び志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について 3 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて 4 令和7年度志木市一般会計補正予算について 5 令和6年度志木市一般会計継続費繰越計算書等について 6 財産の取得について（志木市消防団第4分団車両） 7 志木市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について 8 令和6年度志木市水道事業会計継続費繰越計算書について 9 令和6年度志木市下水道事業会計継続費精算報告書について 10 令和6年度志木市下水道事業会計継続費繰越計算書について 11 志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 12 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 13 志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について 14 令和6年度志木市水道事業利益余剰金の処分及び決算の認定について 15 令和6年度志木市下水道事業利益余剰金の処分及び決算の</p>

	<p>認定について</p> <p>16 (仮称)文化財センター収蔵棟増築等工事請負契約の締結について</p> <p>17 秋ヶ瀬スポーツセンター解体工事請負契約の締結について</p> <p>18 財産の取得について((志木市立小・中学校GIGAスクール用端末等)</p> <p>【報告】</p> <p>1 令和7年志木市議会6月定例会提出議案等について</p> <p>2 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について</p> <p>3 人身事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について</p>
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～18 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～3 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録(経過、結果等)	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 令和8年度埼玉県予算等に対する要望について</p> <p>○概要説明：市長公室長</p> <p>埼玉県市長会、埼玉県議会自由民主党議員団より、令和8年度埼玉県予算等に対する要望について、1市3件以内で提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。</p> <p>次の3件について、提出することを決定</p> <p>優先順位1 義務教育学校における副校長職の配置について</p> <p>優先順位2 埼玉県リフト付きバス「おおぞら号」廃止の見直しについて</p> <p>優先順位3 公共施設等適正管理推進事業債の恒久制度化及び地方交付税の財政措置の拡大について</p>	

2 志木市職員の育児休業等に関する条例及び志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総合行政部長

仕事と生活の両立を支援するため、部分休業の見直し等をするもの。

国家公務員の育児時間（部分休業）制度の拡充等については、育児休業法及び人事院規則の改正が行われており、地方公務員の部分休業制度についても同内容で育児休業法の改正があったことから、併せて条例を改正するものである。

【改正内容】

(1) 志木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

部分休業の取得パターンの多様化等

- ・1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく部分休業を取得できるパターンを追加。
- ・現行制度における部分休業を取得する場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止。

(2) 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

- ・妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する情報提供・意向確認を行うことを任命権者に義務付ける。

【施行日】

令和7年10月1日

3 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

○概要説明：総務部長

過日、次のとおり専決処分を行ったことから、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和7年6月定例会において、専決処分の承認を求めるものである。

令和7年度一般会計補正予算（第2号）

専決処分日 令和7年6月10日

提案理由 緊急に定額減税補足給付金に係る経費を支出する必要があるため。

4 令和7年度志木市一般会計補正予算について

○概要説明：総務部長

既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するもの。

令和7年度一般会計補正予算（第3号）

補正予算の内容（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第3号）	32,825,161	3,491	→ 32,828,652

5 令和6年度志木市一般会計継続費繰越計算書等について

○概要説明：総務部長

繰越計算書を調製したので、地方自治法の関連規定に基づき令和7年6月定例会にて報告するものです。

令和6年度志木市一般会計継続費繰越計算書

根拠規定 地方自治法施行令第145条第1項

翌年度通次繰越額 184,800,000円（1事業）

令和6年度志木市一般会計繰越明許費繰越計算書

根拠規定 地方自治法施行令第146条第2項

翌年度繰越額 416,422,367円（11事業）

6 財産の取得について（志木市消防団第4分団車両）

○概要説明：総務部長

志木市消防団第4分団車両の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議案として提出するものである。

（1）財産の種類 物品

（2）財産の内容 志木市消防団第4分団車両

（3）数量 1台

（4）取得価格 金25,300,000円

（5）取得先 埼玉県さいたま市南区辻4丁目18番10号
埼玉消防機械株式会社中央支店 支店長 高橋 怜

（6）入札日 令和7年5月28日

7 志木市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○概要説明：教育政策部長

市民活動場所の確保のため、総合福祉センター内にある高齢者レクリエーションルームを多目的室とし、利用料金を設定するもの。

【改正内容】

(1) ホール及び会議室に多目的室を加える。

(2) 別表に多目的室の利用料金を加える。

【施設予約開始日】

令和7年8月1日

【施行日】

令和7年8月1日

8 令和6年度志木市水道事業会計継続費繰越計算書について

○概要説明：上下水道部長

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越を行ったので、議会に報告するもの。

事業名 浄水場設備更新事業 (R5～R7 事業)
(大原浄水場、宗岡浄水場の電気設備の更新)

総事業費 1,073,716,000円
R5 475,572,000円 (うち、325,572,000円を繰越)
R6 338,572,000円 (全額繰越)
R7 259,572,000円

繰越額 664,144,000円

9 令和6年度志木市下水道事業会計継続費精算報告書について

○概要説明：上下水道部長

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により決算書類と併せて議会に報告するもの。

事業名 館第一排水ポンプ場監視システム更新事業
(ポンプの操作や運転状況を記録するシステムの更新)

総事業費 221,100,000円
R5 88,400,000円 (うち、80,200,000円を令和6年度へ繰越し)

	R 6	132,700,000 円
実績	175,318,000 円	
	R 5	8,200,000 円
	R 6	167,118,000 円
財源	企業債	42,700,000 円
	損益勘定留保資金等	132,618,000 円
総事業費と実績の差		45,782,000 円

10 令和6年度志木市下水道事業会計継続費繰越計算書について

○概要説明：上下水道部長

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越を行ったので、議会に報告するもの。

事業名 館第一排水ポンプ場 No.1 常用ポンプ更新事業
(R6～R7 事業)

総事業費 358,600,000 円

R 6 200,816,000 円

R 7 157,784,000 円

繰越額 128,016,000 円

11 志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画に基づき、志木市下水道事業全体計画が変更されたことにより、条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

第3条第3項第2号

計画処理人口「6万4,100人」を「7万4,400人」に改める。

第3条第3項第3号

計画1日最大汚水量「3万1,100立方メートル」を「3万1,930立方メートル」に改める。

【施行日】

公布の日から

12 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部に対応するものとして育児時間（部分休業）制度の拡充等を目的に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。

【改正内容】

部分休業の拡充

現行 1日に2時間の範囲内で部分休業を取得できる

追加 1年に10日相当の範囲内で1日あたりの上限なしに取得可能

【施行日】

令和7年10月1日

13 志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

建設業法施行令が改正され、布設工事監督者等の要件を定めている規定の引用元の条番号が変更になったことから、条例を改正するもの。

【施行日】

公布の日から

14 令和6年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出（税抜）

水道事業収益 1,337,806,899 円

水道事業費用 1,288,209,684 円

当年度純利益 49,597,215 円

当年度未処分利益剰余金 324,771,067 円

剰余金の処分（案） 処分（積立）は行わない

(2) 資本的収入及び支出（税込）

資本的収入 20,541,124 円

資本的支出 386,234,404 円

収入不足額 365,693,280 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填した。

(3) 供給単価及び給水原価 (税抜)

供給単価 (販売)	143 円 29 銭
給水原価 (生産)	162 円 76 銭
差引	△ 19 円 47 銭

15 令和 6 年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出 (税抜)

下水道事業収益	1,831,662,017 円
下水道事業費用	1,714,356,860 円
当年度純利益	117,305,157 円
当年度未処分利益剰余金	482,293,032 円

剰余金の処分 (案) 処分 (積立) は行わない

(2) 資本的収入及び支出 (税込)

資本的収入	676,606,263 円
資本的支出	1,042,155,388 円

収入不足額 365,549,125 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填した。

(3) 使用料単価及び汚水処理原価 (税抜)

使用料単価	112 円 68 銭
汚水処理原価	110 円 81 銭
差引	1 円 87 銭

16 (仮称) 文化財センター収蔵棟増築等工事請負契約の締結について

○概要説明：教育政策部長

(仮称) 文化財センター収蔵棟増築等工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 工事名 | (仮称) 文化財センター収蔵棟増築等工事 |
| (2) 工事場所 | 志木市柏町 1 丁目 20 番 19 号 |
| (3) 履行期限 | 令和 8 年 7 月 31 日 |

- (4) 請負金額 金 370,700,000 円
- (5) 受注者 埼玉県志木市本町5丁目11番8号
大進建設株式会社 代表取締役 大野 栄治
- (6) 入札日 令和7年5月28日

17 秋ヶ瀬スポーツセンター解体工事請負契約の締結について

○概要説明：教育政策部長

秋ヶ瀬スポーツセンター解体工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

- (1) 工事名 秋ヶ瀬スポーツセンター解体工事
- (2) 工事場所 志木市上宗岡4丁目25番46号
- (3) 履行期限 令和8年3月27日まで
- (4) 請負金額 金 174,900,000 円
- (5) 受注者 埼玉県志木市本町6丁目23番1号
高野建設株式会社 代表取締役 高野 円裕
- (6) 入札日 令和7年5月28日

18 財産の取得について（志木市立小・中学校 GIGA スクール用端末等）

○概要説明：教育政策部長

志木市立小・中学校 GIGA スクール用端末等を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議案として提出するものである。

- (1) 財産の種類 物品
- (2) 財産の内容 志木市立小・中学校 GIGA スクール用端末等
- (3) 数量 タブレット端末 6,375 台 他
- (4) 取得金額 金 353,079,375 円
- (5) 契約の相手方 東京都中野区東中野2丁目6番11号
株式会社ライオン事務器 IT 事業部
IT 事業部長 並木 稔
- (6) その他 GIGA スクール端末等の購入にあたっては、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用する予定であり、補助金の交付条件として、埼玉県共同調達会議が執行

した共同調達により決定した業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、共同調達の落札業者である株式会社ライオン事務器との1者随意契約を行うものである。

【報告】

1 令和7年志木市議会6月定例会提出議案等について

○概要説明：総合行政部長

議案 16件

専決処分	1件
人事	3件
補正予算	1件
条例	5件
工事請負契約の締結	2件
財産の取得	2件
決算	2件

報告 6件

2 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について

○概要説明：総務部長

令和7年度志木市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年6月10日付けで専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和7年6月定例会において承認を求めるものである。

補正予算の内容（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第2号）	32,414,341	410,820	→ 32,825,161

※定額減税補足給付（不足額給付）にかかる経費について、補正するもの。

3 人身事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について

○概要説明：都市整備部長

市道2369号線の人身事故に係る損害賠償事件について、地方自治法（昭

和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【事故の概要】

- (1) 事件名 人身事故に係る損害賠償請求事件
- (2) 事故発生日時 令和6年12月9日 午後1時頃
- (3) 事故発生場所 志木市中宗岡5丁目12番付近
市道2369号線

【損害賠償額】

金109,258円

(うち保険補填額 金109,258円 責任割合50パーセント)

上記金額の内訳 慰謝料 金109,258円

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。